

岐阜県公報

第 五 百 十 六 号
令 和 六 年 八 月 十 三 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課)	三三二五
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	三三二六
指定医療機関の廃止の届出	(同)	三三二六
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同)	三三二六
医療機関の指定辞退	(同)	三三二七
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三三二七
指定介護機関の廃止の届出	(同)	三三二七
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	三三二八
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	三三二九
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身 体 障 害 者 更 生 相 談 所)	三三二九
土地改良区役員の退任及び就任	(可 茂 農 林 事 務 所)	三三三〇
土地改良区役員の退任	(同)	三三三二

公 示

土地改良区役員の退任及び就任	(可 茂 農 林 事 務 所)	三三三〇
土地改良区役員の退任	(同)	三三三二

告 示

岐阜県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在	地 址	指 定 年 月 日
総合在宅医療クリニック	羽島郡岐南町薬師寺四	一 二	令 和 六 年 四 月 一 日
正翔会クリニック多治見	多治見市笠原町森裏二八五	一	令 和 六 年 五 月 一 日
真 鍋 内 科	関市寿町一	一 二 三	令 和 六 年 六 月 一 日
ユニファーマシール エント薬局	大垣市大井二丁目四四	五	同
医療法人社団悠育会 元気クリニック中濃	美濃加茂市太田町二四八一番地一 号NSビル四階A号室		令 和 六 年 七 月 一 日

医療法人社団福寿会 石井医院	郡上市白鳥町白鳥四一五番地一	同
大垣 ひまわり歯科	大垣市長松町七五九番五	同
ヤママン歯科矯正歯科 クリニック	多治見市宝町三 九八	同
ながせ薬局 墨俣店	大垣市墨俣町墨俣字長池五四四 七	同
V・drug 土田緑 ヶ丘薬局	可児市土田三五四九 一	同

岐阜県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
有限会社ケアラ イフジャパン	各務原市各務おが せ町八丁目五四番 地	carelife i ショーン	各務原市蘇原東島 町三丁目六四番地 二	令和 六・六・一
株式会社煌星	愛知県一宮市栄一 丁目六番八号タツ ミヤビル二A	訪問看護ステ ーション煌星岐阜	羽島郡岐南町三宅 一丁目三九サナラ イズ栄一〇一	同
合同会社しまな み	可児市長坂二丁目 二五九番地	ほむくる訪問看 護ステーション	可児市土田二二一 五〇四メゾン鳩 吹三〇一	令和 六・七・一

株式会社藍 羽島市足近町六丁 訪問看護ステーション青 羽島市足近町六丁 同
目四三〇番地 目四三〇番地

岐阜県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
正翔会クリニック多治見	多治見市笠原町向島二四五番七 一四	令和 六・四・三〇
真 鍋 内 科	関市寿町一 一三三	令和 六・五・三一
ライン調剤薬局 大井店	大垣市大井二 四四五	同
水野こどもクリニック	大垣市新町二 一〇〇	令和 六・六・一〇

岐阜県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日
ア 有限会社サンケ	高山市上二之町三八番地	はびり訪問看護ステーション	高山市片野町二丁目二九六番地	令和 三・三・六

岐阜県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
有限会社ケアライフジャパン	各務原市各務おがせ町八丁目五四番地	訪問看護	carelife多機能型障がい者支援センター
合同会社しまなみ	可児市長坂二丁目二五九番地	訪問看護	ほむくる訪問看護ステーション
同	同	介護予防訪問看護	同

岐阜県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
株式会社早川寿伸堂薬局	可児市広見八四八一	令和 六・三・一

岐阜県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
各務原市蘇原東島町三丁目六四番地二	令和 六・六・一
可児市土田一二二一五メゾン鳩吹三〇一	令和 六・七・一
同	同

同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

とおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
木曾川右岸用水土地改良区連合	令和六・七・三	理事	大梅英吉	美濃加茂市本郷町五丁目七番二六号	
			酒向満	美濃加茂市山之上町 二九六番地	
			村瀬繁美	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋一九五七番地	
			高井厚	美濃加茂市加茂野町鷹之巣二二三三番地二	
			小林喜典	美濃加茂市伊深町 八〇八番地	
			加納正俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地	
			兼松幸史	加茂郡坂祝町黒岩 九三九番地二	
			板津敏彦	加茂郡富加町滝田 一一〇〇番地	
			加藤茂則	加茂郡川辺町比久見 四五番地二	
			土谷弘幸	加茂郡川辺町下吉田 一一九番地	
			鈴木眞平	加茂郡七宗町上麻生 一六八二番地	
			長谷川豊治	加茂郡八百津町和知二二三三番地二	
			鈴木康氏	関市西田原 九三六番地一	
			藤井浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地	
			柴山佳也	加茂郡坂祝町酒倉 三七一番地一三	
			佐藤光宏	加茂郡川辺町中川辺 七五番地一	
			加納福明	加茂郡七宗町神淵 三六一二番地二	
			金子政則	加茂郡八百津町八百津三八八三番地	
			木村重雄	美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地	

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
木曾川右岸用水土地改良区連合	令和六・七・四	理事	大梅英吉	美濃加茂市本郷町五丁目七番二六号	
			酒向満	美濃加茂市山之上町 二九六番地	
			村瀬繁美	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋一九五七番地	
			高井厚	美濃加茂市加茂野町鷹之巣二二三三番地二	
			小林喜典	美濃加茂市伊深町 八〇八番地	
			加納正俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地	
			兼松幸史	加茂郡坂祝町黒岩 九三九番地二	
			板津敏彦	加茂郡富加町滝田 一一〇〇番地	
			加藤茂則	加茂郡川辺町比久見 四五番地二	
			土谷弘幸	加茂郡川辺町下吉田 一一九番地	
			後藤浩之	加茂郡七宗町上麻生 一九二〇番地	
			長谷川豊治	加茂郡八百津町和知二二三三番地二	
			鈴木康氏	関市西田原 九三六番地一	
			藤井浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地	
			柴山佳也	加茂郡坂祝町酒倉 三七一番地一三	
			佐藤光宏	加茂郡川辺町中川辺 七五番地一	
			加納福明	加茂郡七宗町神淵 三六一二番地二	
			金子政則	加茂郡八百津町八百津三八八三番地	
			山下清司	関市黒屋 三五六三番地	
			木村重雄	美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地	
			井戸順治	加茂郡富加町加治田 一五六九番地	
			田中昭則	美濃加茂市川合町四丁目八番四三号	

同 監事 木村重雄 美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地

同 同 小栗精作 加茂郡川辺町比久見一三九七番地一

同 同 永田博和 美濃加茂市森山町五丁目二番三号

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	令和六年八月十三日	理事	柴山佳也	加茂郡坂祝町酒倉三七一番地一三

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	令和六年八月十三日	理事	柴山佳也	加茂郡坂祝町酒倉三七一番地一三

令和六年八月十三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社